

令和5年6月28日、7月7日



＜地域と学校の連携・協働に関する研修＞

# 「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体での推進について



教育委員会事務局

学校支援・地域連携課

# 元となる根拠

## ○学習指導要領

- ・社会に開かれた教育課程の実現

## ○横浜教育ビジョン2030

## ○横浜市教育振興基本計画

- ・【計画期間】

4年間:2022(令和4)年度~2025(令和7)年度

# 横浜教育ビジョン2030

## 【横浜の教育が目指す人づくり】

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」

## 【横浜の教育が育む力】

**知**

生きて  
はたらく知

**徳**

豊かな心

**体**

健やかな体

**公**

公共心と  
社会参画

**開**

未来を  
開く志

## 【横浜の教育の方向性】

①子どもの可能性を広げます

②魅力ある学校をつくります

③豊かな教育環境を整えます

④社会全体で子どもを育みます

# 第4期 横浜市教育振興基本計画

計画期間：令和4年度～令和7年度

## 【柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働】 （施策1） 多様な主体とつながる教育の充実

### ◆施策の目標・方向性

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働することにより、子どもたちが社会とつながる機会を創出し、子どもの学びや育ちを支えます。

【学校運営協議会 と地域学校協働活動の  
一体的な推進による地域と学校の連携・協働】

# 教育活動には次のことを関連付けることが必要

各学校で定めている  
中期学校経営方針

- 学校教育目標
- 子どもたちの資質・能力を教育課程で育成する
- 小中学校9年間、特別支援学校では12年間で子どもたちを育む
- 高等学校は中期学校経営方針における1 3の取組分野



※地域と学校の連携・協働は単なるボランティアの活動や地域行事への参加ではなく、中期学校経営方針や教育課程と関連した活動。

# 地域と学校の連携・協働は、なぜ必要？

- 子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化している。
- 子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠である。

いじめ、不登校  
児童虐待、貧困問題  
SNSトラブル

コロナ禍  
GIGAスクール構想  
働き方改革  
ヤングケアラー

学校課題に伴う教職員の  
勤務負担

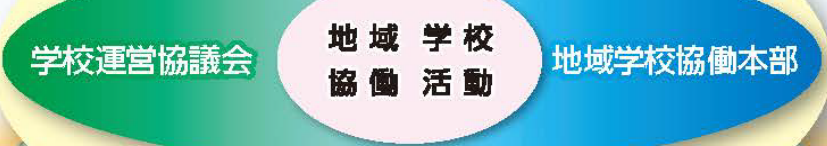
地域社会のつながりや  
支え合いの希薄化

地域と学校で、困難や課題を共有し  
共に乗り越えていくことが重要。

# 学校教育目標や学校のビジョンを共有して 一体となって子どもを育むことが大切

学校運営協議会は、地域・保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。この仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

地域学校協働本部は、既存の地域と学校の連携体制をもとにして、**地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター)**が中心となって緩やかなネットワークを形成し、より多くの幅広い地域の皆さんや団体等の参画によって地域学校協働活動を推進する体制です。



- ・情報共有
- ・熟議
- ・課題
- ・目標共有

学校と地域が連携・協働することで地域の様々な宝物(人・もの・環境)を子どもたちの学び、育ちに活かすことができます



学校と地域の  
架け橋

**地域学校協働活動推進員  
(学校・地域コーディネーター)**



学校運営協議会は  
学校にどのように関わっていくのですか？  
学校運営協議会は学校と対等の立場で、  
共有した目標に向かって熟議を行います。

**地域学校協働活動推進員  
(学校・地域コーディネーター)とは？**  
学校と地域の架け橋となる方で、地域  
や学校の状況に応じて、地域と学校が協  
働できる仕組みづくりを進める役割を担

地域も学校も、同じ方向性で  
子どもたちの豊かな成長を支えていく

# 学校運営協議会と地域学校協働活動

## 学校運営協議会

- 学校運営の基本方針の承認（必須）
- 学校運営に関する意見（任意）
- 教職員の任用に関する意見（任意）

学校運営について  
協議

協議に基づいて  
アクション



地域とともにある  
学校運営

地域

学校

学校運営

カリキュラム

児童・生徒指導

学校・地域CO

地域学校協働活動

- キャリア教育
- 郷土学習
- 交通安全
- 環境整備
- 学習支援

学校評価

学校の自己評価

学校関係者評価

(NPO法人まちと学校のみらい)



# まぎらわしい組織・役割の整理

● 横浜市独自の事業

☆ 全国で展開されている仕組み

● 学校家庭地域連携事業(学家地連)

中学校区単位で、児童生徒の健全育成を目的にしている。

● まちとともに歩む学校づくり懇話会(まち懇)

ひらかれた学校づくりをすすめるため地域と学校が意見交換を行う場

☆ 学校支援地域本部 ⇒ 地域学校協働本部

学校の教育活動を支援し、地域コーディネーターがつなぎ役となる

☆ コミュニティ・スクール(学校運営協議会の設置されている学校)

保護者地域が一定の法的な権限を持って学校運営に参画する。

※横浜市では地域の身近な施設としてコミュニティハウスがあるが、一部コミュニティスクールという名称になっており、混同することがある。

☆ 学校評議員制度

校長の求めに応じて地域の人が意見を述べることができる。

(NPO法人まちと学校のみらい)

# 学校運営協議会の3つの役割

○校長が作成する学校運営の基本方針の承認

→目標やビジョンを共有。ともに子どもを育てる。

○学校運営について校長または教育委員会に意見を述べることができる

→個人の意見ではなく、合議体の意見

○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べる  
ことができる

→学校の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標に適った意見

意見書の提出

保護者や地域住民の意見を反映  
→学校運営の改善・強化を図る仕組み

# 学校運営協議会とは？

## 学校運営協議会を設置した学校は コミュニティスクール

- 学校運営と必要な支援について協議する合議制の機関
- 学校と地域が連携・協働をして一体となって  
子どもを育てる仕組み
- 学校と目標やビジョンを共有した応援団
- 協議や承認を通して、学校運営の強化を図り  
校長の学校経営のビジョンを実現するためのツール

現在 横浜市立学校

506校のうち 495校に設置

令和5年7月1日現在

# 学校運営協議会で話し合うテーマ

- 子どもたちがどう育ってほしいか
- 児童・生徒指導上の課題への対応について
- 保護者や地域住民の参画による多様な活動の実施
- 学校と地域が一緒にやれることは
- 教育に地域の力をどう生かすか
- 学力を向上させるには
- 防犯、交通安全の取り組み
- 校種間連携による活動の充実  
(幼保小連携、小中高連携、小中特支、高大連携、)

# 学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つ

○子どもたちが  
どう育ててほしいか  
○児童・生徒指導上  
の課題への対応

○保護者や地域住民  
の参画による多様  
な活動の実施

○学校と地域が  
一緒にやれることは  
○教育に地域の力を  
どう生かすか


目標やビジョン  
を共有し  
本音で話し合う  
**熟議**

○学力を向上させる  
には


○防犯、交通安全  
の取り組み

○校種間連携に  
よる活動の充実  
(幼保小連携、小中  
高連携、小中特支、  
高大連携)

# 本音で話し合うためには？



A 管理職だけでなく、いろいろな職員が参加して、学校の実態や現状を知っていただく。（教員、事務、技術員 等）



例えば・・・

- 委員と教職員でグループワーク
- 教職員が困っていること
- それに対して地域ができること

イコールパートナーとして

# 学校運営協議会の成果より

## ○教育活動の充実

- 教育活動の情報共有を行うことで、支援の方法や助言をもらい、地域の理解を感じることができた。

## ○学校運営、マネジメントの改善

- 管理職、教職員では気付かなかった意見、考えを聴くことができ、学校運営に生かすことができた。

## ○地域との連携・協働の充実、活動への理解

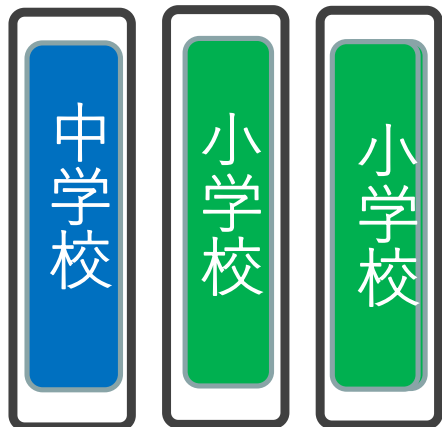
- 幅広い地域の人材をもとに、学校のニーズに応じた生活科、総合的な学習における学習支援の協力や、キャリア教育において地域の力を得ることができた。

# 学校運営協議会は複数校での設置も可能

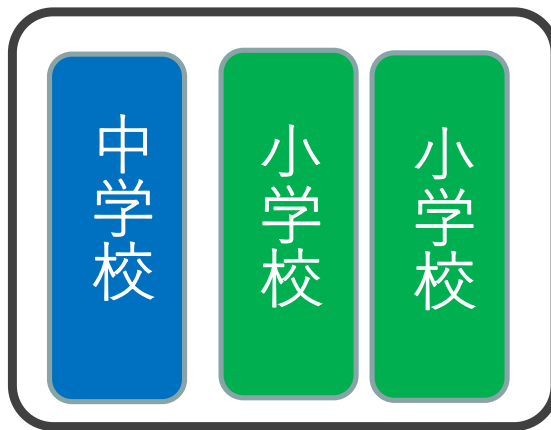
## 学校運営協議会の様々な形態

491校に370協議会設置  
単独設置は302協議会  
合同での設置は68協議会

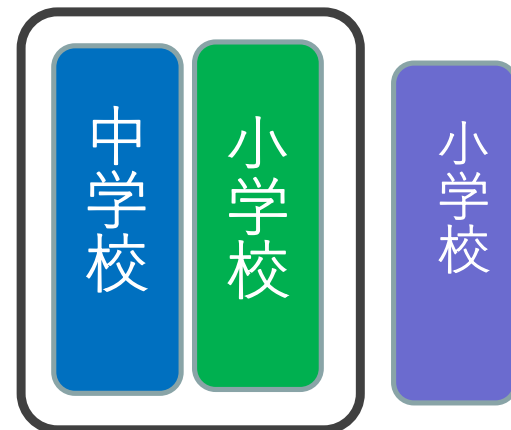
令和5年4月1日現在



単独の設置



ブロックの学校による  
合同設置



ブロックの一部の  
学校による合同設置



# 学校運営協議会 委員の役割

**委員は当事者意識をもった理解者。  
一緒に学校運営に参画する。**

- ① 学校教育目標を理解
- ② 地域と学校をつなぐ
- ③ 教育課程を理解
- ④ “子どもを育てる” 視点

合議体の機関

個人情報・守秘義務の扱い

# 学校・地域コーディネーターの役割

学校で求める教育支援活動のねらいと、  
地域の方々の得意なことを結びつける

学校を支援するボランティアをまとめる

地域と学校をつなぎ、架け橋となり  
「地域学校協働活動」を推進する

# 学校・地域コーディネーターの役割

「学校・地域コーディネーター」とは

## 学校の要望

- ・ キャリア教育をしたい
- ・ 見守りボランティアを探したい

## 学校・地域コーディネーター

- ・ つなぐ人、地域と学校の架け橋
- ・ 学校の要望と、地域の資源を結ぶ
- ・ ボランティアをまとめる

地域の資源  
ボランティア人材

# 地域学校協働本部

## 「地域学校協働本部」とは

既存の地域と学校の連携体制をもとに、地域学校協働活動推進員（**学校・地域コーディネーター**）が中心となって地域、関係の団体などと緩やかなネットワークで形成された体制です。

1 コーディネート機能

2 多様な活動（より多くの地域住民の参画）

3 継続的な活動（継続・安定）

# 持続可能な活動への発展

× やらなければならぬ活動

× やりたい活動

○ 学校のニーズにあった活動

○ 教育課程と関連した活動

目標やビジョンを、地域と学校で共有し、  
すでに行われている活動を活かしながら、  
「できる範囲で」「できる人が」「できることを」  
「持続的」に行うことが大切。

# 地域学校協働活動の例

## 学習支援

- ・ 学習補助
- ・ 学校行事補助
- ・ 放課後学び場

## 部活動指導

- ・ 部活動の支援
- ・ 外部指導者派遣

## 安全防災活動

- ・ 防災マップ作り
- ・ 地域合同防災訓練

## キャリア教育

- ・ 職業講話、体験
- ・ 福祉体験、妊婦体験
- ・ 面接練習
- ・ LP学習等

## 環境整備

- ・ 花壇の整備
- ・ 図書室の整備
- ・ 見守り活動

○保護者や地域住民等の参画による  
幅広い教育活動・学校協力活動

○各学校・各地域にて実施

# 学校・地域コーディネーターが 学校にいることによって

## ○子どもの学びが深まる

- 様々な体験をすることで本物を知ることができる
- 子どもの実践力や技術力が向上する



## ○学校を取り巻く環境が整備される

- 安心して学校に行くことができる
- 災害時における地域のつながりが強まる



## ○教職員の人材育成につながる

- 教員の指導力やコミュニケーション力が向上する
- 子どもと向き合う時間が確保できる

# 学校・地域コーディネーターが

## 学校にいることによって

### ○組織的、継続的に活動ができる

- 管理職や担当教諭が異動しても、活動は継続する
- 地域でのつながりが深まり、継続的になる



### ○地域で子どもの様子がよくわかる

- 子どもが校外に出て、地域の方とふれあうことが多い
- 学校と家庭や地域が連携して子どもを見守る

### ○地元の事業者や企業と学校との連携が深まる

- まち探検（小）や職業体験（中）、職業インタビュー（中）
- キャリア教育の深まりにつながる



# これからの学校運営協議会

## ○CSマイスターより

- 学校運営について**熟議**し、ともに責任を持ち、それぞれの立場で動くこと。
- 協議会をセシモニー、報告会にしない
- 学校、地域、家庭がそれぞれができることを考える
- 子どもを主語に話し合いを進めていく
- 学校運営協議会が校長の後ろ盾になる

# 実施した学校の声

## ○設置校校長先生より

- 協議の進行は会長にお願いしている
- ブロック設置や合同設置の協議会実施の工夫
- 長期休業中に研修を兼ねて職員を参加させ、地域の方と関わりをもつようにしている
- 児童、生徒を参加させ、活動を知ってもらう
- 子どもの姿を見てもらうため、授業時間に合わせ会を実施している
- 本部、コーディネーターとの打ち合わせを定期的に行っている

# グループ 情報交換

## 「自校の地域と学校の連携・協働 について」

- 情報交換

- ①自校における地域と学校の連携・協働  
(学校運営協議会・地域学校協働活動)
- ②これからの自校の連携・協働の方向性  
(今年度の取り組み)

# 「学校運営協議会」「地域学校協働本部」の充実に向けて

## 令和5年度 研修会編

【学校管理職 対象】(5/11.15)

地域と学校の連携・協働による学校運営の改善研修

方面別 学校・地域コーディネーター研修・交流会(5/24.31)

【協議会委員対象】(6/28.7/7)

地域と学校の連携・協働による学校運営の改善研修

【教職員・協議会委員・コーディネーター】(10/25.31)

学校運営協議会委員・学校・地域コーディネーター・教職員合同研修

【教職員対象】(11/14.11/22)

地域と学校の連携・協働による学校運営の改善研修

質の向上のために理解者を増やし、持続可能な形へ

## 個別相談 受け付けます

連絡先 学校支援・地域連携課

671-3278